

公募型プロポーザルに関する公告

令和5年度白石市公園施設長寿命化計画改定業務（その2）について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年3月5日

白石市長 山田 裕一

1 業務の名称

令和5年度白石市公園施設長寿命化計画改定業務（その2）

2 業務の目的・概要

(1) 業務の目的

現在白石市では、平成27年度に策定された公園施設長寿命化計画の改定を予定しており、令和5年度白石市公園施設長寿命化計画改定業務にて市内都市公園の調査を行い、白石市公園施設長寿命化計画の素案を作成する予定である。

公園施設長寿命化計画の改定にあたっては、これらの調査結果を踏まえた、白石市全体の公園整備の方針について検討を進めていく必要がある。

本業務では、令和5年度白石市公園施設長寿命化計画改定業務で明らかにされた公園管理状況の分析を踏まえ、白石市における公園整備の方針や、優先順位等における考察を行い、白石市公園基本構想の策定を行った上で『白石市公園施設長寿命化計画』の改定を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

- ①公園点検結果に基づく公園整備の課題の整理
- ②公園の将来像と整備コンセプトの策定
- ③白石市公園整備構想策定委員会の運営支援
- ④白石市公園整備基本構想概要書の作成
- ⑤白石市公園施設長寿命化計画の改定

3 履行期間

契約締結の翌日から令和7年2月28日まで

※本業務に係る契約手続きは、当該業務予算に係る令和6年度への繰越承認がなされた後に行うものとする。

4 提案上限額

3, 769, 000円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 応募資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

(4) 会社法(平成17年法律第86号)第475条もしくは第644条に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条もしくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立がなされていない者。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない者。

(6) 公示日を基準とした過去5年以内において、国又は地方公共団体等が発注した、以下のいずれかの履行実績を有すること。

①公園施設長寿命化計画策定業務

②公園整備に関する基礎調査業務

③公園整備に関する基本構想策定業務

(7) 当該業務を的確に遂行できる組織、人員等を有していること。

(8) 白石市令和5・6年度競争入札参加資格が承認された者であること。

6 手続き等

(1) 必要書類の配布

令和5年度白石市公園施設長寿命化計画改定業務(その2)公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、白石市ホームページで公表するので適宜ダウンロードすること。

(2) 必要書類の提出方法等

実施要領を確認すること。

7 問い合わせ先

白石市建設部都市創造課

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

TEL: 0224-22-1325 / FAX: 0224-22-1329

Email: toshi@city.shiroishi.miyagi.jp